

中小企業経営強化税制

2022年8月にD社の空調等設備の一部につき誤った内容により一般社団法人日本冷凍空調工業会から証明書が発行されていることが公表されました。これらの証明書により税制上の特例措置を受けているときは**過去5年分の修正申告書の提出**が求められます。

修正申告の対象となる特例措置は①②中小企業経営強化税制(A類型)③先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例等④旧生産性向上設備投資促進税制・中小企業投資促進税制(上乘せ措置)があります。

【法人税】

青色申告書を提出する中小企業等経営強化法の**経営力向上計画の認定**を受けた一定の中小企業者等が**令和5年3月31日までの指定期間内に新品の特定経営力向上設備等**を取得又は制作若しくは建設し国内にある法人の指定事業の用に供した場合に**特別償却又は税額控除**が適用できます。

特例措置

法人税 (①又は②の選択制)		③固定資産税
① 特別償却制度	② 税額控除制度	
取得価額の全額を減価償却費として計上できる。	取得価額の7% (特定中小企業者等の場合は10%)	100%減免 (当初3年間)

A類型(生産性向上設備)の適用の手続き

- ① 納税者(ユーザー)がメーカーに証明書の発行依頼をする。
- ② メーカーが工業会に証明書の発行依頼をする。
- ③ 納税者がメーカーを通じて証明書を取得する。
- ④ 納税者が主務大臣に経営力向上計画を申請する。
- ⑤ 主務大臣が経営力向上計画を認定する。
- ⑥ 納税者が対象となる設備等の購入をする。
- ⑦ 納税者が税務申告書に認定通知書、証明書等を添付し申告する。

対象設備等

新品の生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設

備ならびにソフトウェアで一定の規模以上のもので、貸付けの用に供されるものは除かれます。

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械及び装置	全て	160万円/台	10年
工 具	測定工具及び検査工具	30万円/台	5年
器具及び備品	全て	30万円/台	6年
建物附属設備	全て	60万円	14年
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集、分析、指示機能を有するもの	70万円/本	5年

生産等設備とは、生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動（以下これらを「**生産等活動**」という。）の用に**直接供される減価償却資産で構成**されているものであり、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは該当しません。

一棟の建物が本店用と店舗用に供されている場合など、減価償却資産の一部が法人の生産等活動の用に直接供されているものについては、その全てが生産等設備として本制度の対象となります。

【固定資産税】

中小企業等経営強化法の認定をうけた先端設備等導入計画に基づき対象設備の取得や制作等をした場合に新規に取得される事業用家屋又は償却資産に係る固定資産税が3年間減免される。

適用の手続き

- ① 納税者（ユーザー）がメーカーに証明書の発行依頼をする。
- ② メーカーが工業会に証明書の発行依頼をする。
- ③ 納税者がメーカーを通じて証明書を取得する。
- ④ 納税者が先端設備等導入計画を作成し経営革新等支援機関に事前確認を依頼する。
- ⑤ 納税者が市町村に先端設備導入計画を申請する。
- ⑥ 市町村が先端設備等導入計画を認定する。
- ⑦ 納税者が対象となる設備等の購入をする。
- ⑧ 納税者が税務申告書に認定通知書、証明書等を添付し申告する。